

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

## 障害や特定疾病を抱える方へ ~手当の申請はお済みですか~

障害や特定の疾病がある人のために、次のような手当があります。  
 受給資格に該当する人のうち、まだ手続きが済んでいない人は問い合わせてください。

▶問い合わせ ☎社会福祉課 ☎(62)7026 ☎市民福祉課 ☎(37)6231 ☎総務福祉課 ☎(32)2912

手当名	受給資格
特別児童扶養手当 ※1 (障害の程度によって額が変わります)	次のいずれかの要件を満たす20歳未満の児童を監護している父母、または養育者 ○身体障害者手帳1級および2・3級の一部の児童 ○療育手帳A1・A2の児童 ○上記と同程度の障害があると認められた児童 (注) 障害を支給事由とする年金を受給している場合や、施設入所している場合を除く。 次のいずれかの要件を満たす20歳未満の児童を監護している父母、または養育者 ○身体障害者手帳3・4級の一部の児童 ○療育手帳B1の児童(診断書により判定) (注) 障害を支給事由とする年金を受給している場合や、施設入所している場合を除く。
特別障害者手当 ※1	精神または身体に著しく重度の障害が重複するなど、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の人 (注) 施設入所している場合や、継続して3カ月を超えて入院している場合を除く。
障害児福祉手当 ※1	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の人 (注) 施設入所している場合を除く。
重度心身障害者福祉手当	市内に住所があり、次の要件を満たす20歳未満の児童を養育している人 ○重度の知的障害児(療育手帳A1、A2)または重度の身体障害児(身体障害者手帳1、2級) ○上記のうち、障害児福祉手当を受けていない児童
特定疾患患者見舞金	市内に住所があり、難病により栃木県から次のいずれかの交付を受けている人 ○特定医療費(指定難病)受給者証、○小児慢性特定疾病医療受給者証、○一般特定疾患医療受給者証

### 平成29年成人式

▼とき 1月8日(日) 午前10時～  
 ▼ところ  
 ・黒磯地区 黒磯文化会館  
 ・西那須野地区 三島ホール  
 ・塩原地区 ハロープラザ

▼対象 平成28年4月2日～平成29年4月1日に生まれた人

▼その他 11月1日現在で市内に住民登録をしている人に案内状を送付  
 ※市外に住んでいる人や、11月1日以降に転入届を提出した人は12月9日までに申し込みが必要。

▼申し込み・問い合わせ  
 ○生涯学習課 ☎(37)5925 FAX(37)5479  
 ☎shougai@city.nasushiobara.lg.jp

### 「ねんきんネット」を知っていますか

「ねんきんネット」では年金記録や年金受給見込額を24時間、いつでも、どこでも確認することができます。  
 「ねんきんネット」を活用して、老後の生活設計を考えてみましょう。使用方の詳細は、問い合わせてください。

▼問い合わせ  
 ○ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570(056)5555

### とちぎ女性地域交流会に参加してみませんか

それぞれが抱える不安や課題、夢などについて話し合い、実際に地域活動されている人の話を聞くことで、地域活動に一步踏み出してみませんか。

▼とき 12月21日(水)午後1時30分～3時30分

▼ところ 那須野が原博物館  
 ▼対象 地域活動に興味のある女性  
 ▼参加費 無料  
 ▼定員 20人  
 ※定員になり次第締め切り。

▼講師 堀真由美氏(白鷺大学教授)  
 ▼申込方法 住所、氏名、年齢、電話番号を添えて申し込み  
 ▼申込期限 12月16日(金)  
 ▼申し込み・問い合わせ  
 ○市民協働推進課 ☎(62)7019 FAX(62)7220  
 ☎kyoudoushinh@city.nasushiobara.lg.jp

### あなたの企画・提案をまちづくりの生かそう

自治会やコミュニティ、NPO法人、ボランティアなどの団体が、企画・提案し実施する公益性の高いまちづくり活動に対し、活動費の一部を補助して

います。

平成29年度は「自由テーマ」に加え、「地方創生に資するまちづくり」をテーマにした事業を募集します。皆さんの熱意とアイデアに満ちた提案をお待ちしています。

### 募集事業

- ①社会的・地域的な課題の解決につながる事業(自由テーマ)
- ②地方創生に資するまちづくり事業  
 「那須塩原市まち・ひと・しごと総合戦略」の基本目標(子どもたちの健やかな成長、地域産業の活性化、人々の活発な交流、災害対応力の強化)に基づき、7つの分野「雇用・結婚・子育て・教育・暮らし交流・広報」を推進する内容の事業
- ▼対象 市内での活動実績が1年以上あり、規約などを定めている団体
- ▼事業期間 平成29年4月～30年2月28日
- ▼補助金額  
 ①対象経費の10分の8以内の額  
 ②対象経費の10分の9以内の額  
 ※継続事業は、補助率が下がります。
- ▼申込期間 1月4日(水)～24日(火)
- ▼審査方法 書類審査、プレゼンテーション審査
- ▼説明会を開催します  
 ▼とき 12月11日(日) 午後1時30分～  
 ▼ところ 西那須野公民館

※事前申し込み不要。

▼問い合わせ  
 ○市民協働推進課 ☎(62)7151

### 第2次総合計画の説明会を開催します

今後10年間のまちづくりの方向性を示す第2次総合計画の素案をまとめましたので、地域説明会を開催します。

▼とき・ところ  
 ①三島公民館 12月7日(水) 午後7時～8時  
 ②ハロープラザ 12月8日(木) 午後7時～8時  
 ③いきいきふれあいセンター 12月9日(金) 午後7時～8時  
 ※事前申し込み不要。

▼問い合わせ  
 ○企画政策課 ☎(62)7106

### 臨時福祉給付金の申請を受け付けています

申請期限 来年2月1日(水)  
 ～申請はお早めに～  
 ▶問い合わせ  
 臨時福祉給付金事業推進室  
 (☎社会福祉課内) ☎(62)7170

### 平成29年度県民手帳を販売開始

県民手帳は、栃木県に関する情報がたくさん掲載された便利な手帳です。

- ▼購入場所  
 ○市民協働推進課、☎総務税務課、☎総務福祉課、簿根出張所、一部の書店、コンビニエンスストア
- ▼金額  
 ・ポケット判400円  
 ・通常判500円
- ▼販売期間 11月25日(金)～1月27日(金)
- ▼問い合わせ  
 ○市民協働推進課 ☎(62)7105

## 福祉

### 障害者控除対象認定書を発行します

税の申告の際、障害者手帳を持っていない人でも、障害者控除対象者認定書を提出すると障害者控除を受けることができます。

認定書が必要な人は、窓口で申請が必要です。

▼対象  
 要介護認定(介護1以上)を受けている65歳以上のうち、障害者手帳を持っている人と同程度の障害があると認定された人(認定基準あり)

### 申請者

本人または本人を扶養申告する人  
 ▼申請期間 11月21日(月)～3月15日(水)  
 ※申請者の印かん(代理の人が申請する場合は代理人の印かんと身分証明書)が必要です。

▼申し込み・問い合わせ  
 ○高齢福祉課 ☎(62)7113  
 ○市民福祉課 ☎(37)6231  
 ○総務福祉課 ☎(32)2912

### 新たな人権擁護委員を紹介いたします

10月1日付けで、人権擁護委員に印南誠一氏が就任、津布樂光恵氏が再任しました。

市内には13人の人権擁護委員がいます。相談業務のほか、啓発活動や人権作文の審査などを行っています。



津布樂光恵氏



印南誠一氏

▼問い合わせ  
 ○社会福祉課 ☎(62)7135